

第7章 重点施策

(1) 計画の総合指標

本計画では基本理念の「松戸の歴史・文化と人材を活かし 誰もが安心して豊かに住み続けられる住生活の実現」に対する成果の総合指標として、本市の市民意識調査にある「住環境のゆとりなどの住宅事情に関する満足度」を設定することとします。

重点施策については、総合指標である「住宅事情に関する満足度」を平成32年度に70%となるようにすることを目標に、住生活総合調査結果を勘案して不満率の高い要素の解消をはかることを念頭に置き、本計画の各基本目標に対応するように設定します。

(2) 重点施策

①耐震化の推進

地震国であるわが国では大きな地震がいつきてもおかしくない状況であり、住宅の耐震化を推進する必要があります。

国では、建築物の耐震性の向上を図るために、1981年に建築基準法を改正し、震度6強から7程度のきわめてまれな大規模地震でも倒壊しないことを目標に基準が引き上げられました。また、旧耐震基準で設計された建築物の耐震改修を推進するために、2006年に耐震改修法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）の改正を行い、都道府県による耐震改修促進計画策定の義務化、耐震改修の支援措置の拡充などが行われ、住宅の耐震化率目標を2017年までに90%にすることを目標に掲げています。

松戸市では住宅の耐震化率は61.5%であることから耐震化に積極的に取り組むことが必要であり、以下の事業を重点施策として位置付けます。

<p>事業名：市耐震改修促進計画に基づく耐震化関連施策の推進</p> <p>：木造住宅、マンションの耐震診断費用助成</p> <p>：木造住宅耐震改修費用の助成</p>
--

②バリアフリー化の推進

わが国では、医療環境や福祉環境の向上、晩婚化・非婚化などにより高齢人口が急激に増加しており、住宅においても高齢者や障害者などが生き生きと自立して暮らすことができるように、床や出入口の段差の解消、廊下や出入口幅の確保、手すりの設置、浴室やトイレの広さの確保、昇降しやすい階段の寸法や形状、将来介護が必要になった場合に改造しやすい間取りへの配慮など様々な工夫を行なうことが必要です。

松戸市においても、県平均と比較して高齢化率は下回っているものの、大規模団地入居者の高齢化に合わせて今後急激に高齢化が進行することが予測されるため、以下の事業を重点施策として位置付けます。

<p>事業名：市営住宅等公的賃貸住宅におけるバリアフリー化の推進</p> <p>：リフォーム相談</p>
--

③省エネルギー化の推進

2006年に地球温暖化防止に関する京都議定書の発効や世界的なエネルギー需要のひっ迫などの情勢を受け、各分野におけるエネルギー使用の合理化の推進を図るために、2005年に省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)が改正され、産業部門だけではなく家庭や業務など民生部門での住宅や建築物の省エネ対策が強化されました。

これにより、大規模建築物の省エネに対する措置命令、住宅販売業者の新築一戸建て住宅の省エネ性能の向上、中小規模の建築物の建築時の省エネ措置の届出等の措置が導入されました。

松戸市においても、環境に配慮した住宅の省エネ化に積極的に取り組むこととし、以下の事業を重点施策として位置付けます。

事業名：住宅用太陽光発電設置補助金 ：省エネ促進税制

④住宅手当制度の推進

現在松戸市では約13%の空き家があることが推測されていますが、今後人口減少社会に転換し、さらに世帯の減少も進行することが予測されることから、空き家が増加していくことが予測されます。安定経済成長に移行している現在の社会経済情勢では、行政も財政不足であり、住宅に困窮している世帯に対して新たな住宅の供給を行うことは困難であることから、ストックとしてある空き家を有効に活用していくことが必要です。

松戸市においても、空き家の有効活用を図っていくために、以下の事業を重点施策として位置付けます。

事業名：家賃補助の実施検討

⑤多様なメンバーとの協働事業

今後の住宅施策としては、上記したように耐震化、バリアフリー化、省エネ化、空き家の活用など多様な対応が必要になってきますが、これらをすべて行政だけで対応することは困難であり、各種事業者や不動産業者、専門家、NPO、市民など多様な主体がそれぞれのノウハウ、知識、資金などを活かして協働していくことが必要です。

松戸市においても、このような協働体制を確立していくために、以下の事業を重点施策として位置付けます。

事業名：居住支援協議会の設置と活用
